

香川県報



第 56 号

平成 15 年

7月18日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (" ") 一
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 (" ") 一
- 道路の供用開始 (道路保全課) 二
- 道路の位置指定 (建築課) 二
- 香川県証紙の売りさばき人の変更 (会計課) 二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 三
- 地籍調査の成果の認証 (農政課) 三
- 肥料の登録の有効期間の更新 (農業経営課) 四
- 肥料の登録の失効 (" ") 四
- 土地改良事業計画変更の適否決定（二件） (土地改良課) 四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (" ") 四

告 示

●香川県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、七、一	名 称	有限会社宮川 薬局飯山店	開設者	有限会社宮川 薬局	所 在 地	綾歌郡飯山町下法軍寺字島田 三八〇―一
-------	----------	-----	-----------------	-----	--------------	-------	------------------------

●香川県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、四、一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会ひけた 東かがわ市引田九 九一番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	訪問介護 通所介護 居宅介護支援
平成一五、四、一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会しろとり 東かがわ市湊一八 〇九番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援
平成一五、四、一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会おおち 東かがわ市三本松 一二九五番地一五	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 居宅介護支援

●香川県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、三、三一	社会福祉法人引田町社会福祉協議会 大川郡引田町引田九九一番地	社会福祉法人引田町社会福祉協議会 大川郡引田町引田九九一番地	訪問介護 通所介護 福祉用具貸与 居宅介護支援
平成一五、三、三一	社会福祉法人大内町社会福祉協議会 大川郡大内町三本松一二九五番地一五	社会福祉法人大内町社会福祉協議会 大川郡大内町三本松一二九五番地一五	訪問介護 居宅介護支援
平成一五、三、三一	社会福祉法人白鳥町社会福祉協議会 大川郡白鳥町湊一八〇九番地	社会福祉法人白鳥町社会福祉協議会 大川郡白鳥町湊一八〇九番地	訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援

●香川県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年七月十八日から同年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 衣掛郷東線（百七十五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高松市鬼無町藤井三二八―二番地先から 高松市飯田町字大暮一四〇七―二番地先まで	六・二 三二・〇	三〇〇	平成十五年 香川県告示 第三百五十 一号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十五年七月十八日

●香川県告示第四百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第八号
- 二 指定年月日 平成十五年七月八日
- 三 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字吉野下字杉上上所八九六―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 四二・六四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第四百十四号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 住所 高松市郷東町一四二番地一
- 二 氏名 変更前 財団法人香川県交通安全協会 会長 堀口忠雄
変更後 財団法人香川県交通安全協会 会長 佐藤敬一郎

三 売りさばき場所

- 高松市西内町二一三〇 高松北警察署内
- 高松市郷東町五八七―一三八 香川県警察運転免許センター内
- 坂出市江尻町二一〇四―一 坂出警察署内
- 東かがわ市三本松一七二三―二 香川県警察本部運転免許課東讃センター内
- 小豆郡土庄町淵崎甲二一八九―二 土庄警察署内
- 三豊郡高瀬町下勝間二五一六―四 高瀬警察署内

公 告

●香川県公告第四百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年九月八日まで縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人シーガル弦打スポーツクラブ

藤田 清彦

高松市鶴市町二〇〇七番一九号

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の健康づくりのため、総合型地域スポーツクラブの創設を視野に入れ、各種のスポーツ活動を行い、次の世代に受け継がれるような、公益性のある、地域つながりのスポーツクラブづくりをめざし、もって地域の人々、地域の自然に貢献することを目的とする。

●香川県公告第四百七十一号

木田郡庵治町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

- 1 木田郡庵治町地籍図
- 2 木田郡庵治町地籍簿

三 調査を行った地域

字湯谷

四 認証年月日

平成十五年七月十八日

●香川県公告第四百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七〇三号	混合有機質肥料	6・0混合有機質肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	吉田飼料株式会社 東かがわ市西村五六九番地	平成二十一年七月十一日
香川県第七〇四号	混合有機質肥料	8・0混合有機質肥料	窒素全量 八・〇 りん酸全量	含有を許される有害成分の最大量	吉田飼料株式会社 東かがわ市西村	平成二十一年七月十

●香川県公告第四百七十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十五年六月十三日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

八・〇
は、公定規格のとおり
五六九番地
一日

登録番号 香川県第七三一号	肥料の種類 蒸製毛	肥料の名称 フェザーミール	保証成分量 (%) 窒素全量 一三・〇	その他の規格 該当なし	生産業者の氏名 又は名称及び住所 有限会社大坪商店 高松市西山崎町一五二番地
------------------	--------------	------------------	------------------------------	----------------	---

●香川県公告第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大川郡相生土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成十五年四月九日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年七月二十五日から同年八月十四日まで縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独異費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）小坂地区）計画を変更することについて平成十五年七月三日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年七月二十五日から同年八月

平成十五年七月十八日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

十四日まで縦覧に供する。
平成十五年七月十八日

●香川県公告第四百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大川郡相生土地改良区の定款の変更を平成十五年七月一日認可した。

平成十五年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています